

平成28年度
桐生市下水道使用料審議会

第4回審議会資料

平成28年8月22日

桐生市水道局

目 次

資料1	第3回桐生市下水道使用料審議会における質疑応答及び意見等の概要	・・・	P1～5
資料2	使用料単価を150円とすることについてのメリット・デメリット		
	公営企業会計に移行することについてのメリット・デメリット	・・・	P6
資料3	過去3回の下水道使用料審議会における市長への答申内容	・・・	P7

第3回桐生市下水道使用料審議会における質疑応答及び意見等の概要

1 第2回審議会質疑概要に係わる追加質疑

(事務局から補足説明)

「何故いままで段階的に改定してこなかったのか」という質問に対し前回「行政の怠慢」とお答えしましたが、改定の検討はしてまいりましたが、各種団体等からの抑制もあり今日に至っている経緯があります。

Q1：公営企業化後は一般会計からの基準外繰入金が「不可能」ではなく「困難」ということは、繰入できなくはないということですか。

A1：基準外繰入金の原資は税金です。下水道事業以外の事業に使うべき財源を下水に回すわけですから、市民の皆様、議会等への説明責任があるという意味で「困難」という表現を使わせていただきました。
一般会計からの繰出しは可能ですが、独立採算の原則上、財政当局との調整が必要です。

Q2：新聞報道によると下水道事業の公営企業化は「任意」とある。32年度に何が何でも公営企業化しなければならないのか。32年度に公営企業化した場合、なかった場合のメリット、デメリットを示していただきたい。

A2：資産調査に膨大な費用がかかることから総務省は表面上「任意」としてはいますが、今後、義務化の方向で動くものと理解しています。下水道事業の経営の実態を把握するために、32年度までに公営企業化することが必要です。

Q3：収入不足分の値上げは必要と思う。やむなく賛成する委員さんも多いと思う。問題は上げ方、時間軸だと思う。32年度までに90%というような急激な改定ではなく、1年に10%ずつというようなスライド制はできないのでしょうか。

A3：今回（第3回）の資料を説明させていただく中で、ご審議いただきたい。

2 第3回審議会資料についての質疑及び意見

Q4：赤字体質を値上げで解消できるのですか。上水道の現金60億円で補填できないのですか。

A4：補填は会計制度上無理です。利用者が異なっているため補填出来ません。

Q5：上水道、下水道の管理は一元化しているのですか。

A5：上水道は厚生労働省、下水道は国土交通省の管轄です。

上水道は将来投資を見据えて料金設定し、その中で内部留保を積み上げてきました。下水道は公営企業にまだなっていない、繰入なしの独立採算となった場合の収入不足を賄おうとしています。

Q6：32年度スタート時の繰越欠損金はどうなるのですか。

A6：今までは、特別会計として繰越のないような決算をしてきました。

今後は、企業会計として、資産計上し減価償却し、内部留保により投資していくような会計システムにしていきます。

Q7：借入金はどういう科目になるのですか。

A7：長期借入金は固定負債、一年以内に返済する借入金は流動負債となります。

民間企業と同じく減価償却の範囲で返済していく形を目指しています。

現在の特別会計では損益収支、資産高も見えない。資産計上し貸借対照表を5年がかりで作ろうとしています。

Q8：財政シミュレーションにおける32年度からの4600万円の赤字はどう補填するのですか。

A8：使用料では賄えない費用です。歳出を削るか、一般会計からの繰入金に頼ることになります。

(事務局から補足説明)

使用料改定は、ごみ袋有料化の動きと時期が重なったり、東日本大震災の影響で今まで実現できなかった。老朽化した市有施設の改修等で一般会計からの基準外繰入金はこれ以上困難のため、今回の改定の提案となりました。

Q9：今後、消費税10%の影響も考慮しなければならないのでは。4年間ではなく、スライド式に使用料改定を進めることは出来ないか。4年間で実施するメリット、デメリットがわからない。7年、10年かけても良いのではないのでしょうか。

A9：改定しないと投資的経費が捻出できず川内地区、新里地区の普及が止まってしまいます。

下水道事業の収入不足を使用料で賄うか税金で賄うかの選択です。

6億円の不足分を基準外繰入金で賄うということは、道路や公共施設の改修に使うべき税金を下水道事業に回していくということです。

国が使用料単価150円/m³、1ヶ月当り20m³使用で3000円の使用料という基準を示しています。これに届かないと交付金や補助金においてペナルティがあると聞いています。補助金をもらえないと財政的にハンディとなります。

Q10：基本使用料が1074円の試算である。赤字を解消するには、基本使用料1000円ではなく、1100円の設定でも良いのではないのでしょうか。

A10：1000円は低所得者や単身高齢者等の弱者救済の意味での設定です。

(委員から意見)

使用料改定(値上げ)は大変です。

しかし、新里地区は150円/m³(ずっと高い状態)で払い続けている。

この状態で、4年以上に年数を延ばすのなら、その間、新里地区の使用料を旧桐生の使用料に値下げしてください。

そうでないと地元の説明できない。

(委員から意見)

国の基準や補助金の関係、従わないと経営が厳しくなる。

値上がりは仕方ないと思うが、社会的弱者や産業振興への具体的な減免措置を示すことが大事だと思います。

Q11：第2回審議会に関する新聞報道に対し、市民の反応はありましたか。

A11：反応はありませんでした。

Q12：境野水処理センターの見学で日常生活に必要な施設と感じた。

平成9年時もそうだったので、期間が短いながらも、やる時はやらなければならないと思います。

新里地区は現在も高い使用料を払っている。このままというわけにはいかない。

ただ、大口使用者支援を明確に具体的に示してほしいと思います。

A12：関係部局と支援策を調整してまいります。

(委員長)

新里地区の使用料に合わせることや、値上げについて各委員さんの反対はないようです。

Q13：国の基準（1ヶ月当り20㎡使用で3000円の使用料）というのは、何年までに実施しなければならないのですか。条件を満たせないと補助金が出なくなるのですか。

A13：32年4月までではなく、現在の国の基準です。基準を満たさないと財政に余裕があると判断されます。

Q14：公営企業化の準備に財源措置はありますか。

A14：経費は起債の対象となります。昨年より資産調査に着手しています。

(委員長が前回の答申内容を朗読)

- 1 公共下水道の維持管理費（汚水・私費負担分）については、下水道の恩恵に浴している市民によって賄うという受益者負担の原則は理解できるが、公共料金という特殊性を考え、できるだけ料金改定率を抑えるために、3年毎に見直しを行うべきである。
- 2 下水道の恩恵に浴している地域の格差が大きいため、下水道未整備地域の管渠整備の促進を図るように努めてもらいたい。
- 3 下水道使用料の基本的な考え方を踏まえた中で、桐生市独自のものがあってもよいのではないか。
- 4 地場産業を考慮することで、大口利用者の立場に立った料金の設定も必要である。
- 5 審議会委員会の意見を反映させるよう最大限の努力を払うことに期待したい。
- 6 桐生市の財政状況を考えたとき、下水道事業特別会計に充当する一般会計繰入金

増加していることは、市財政を圧迫する要因となっている。資本費の算入については、将来的には資本費（元金・利子）を100%算入すべきだが、時期尚早と思われ、今後の課題とすべきである。

（委員長）

今後、答申案を練るか、審議を続行するか、どういたしましょう。

（委員から意見）

いままで、安い使用料で恩恵を受けてきた。改定していくべきではないか。しかし、産業支援策を具体的に示してもらわないと議論できないと思う。

（委員から意見）

産業支援策の具体策はここでは決められないのでは。
答申に支援策をしっかりと盛り込むことになるのでは。
市民生活への負担を配慮する内容もしっかりと盛り込むべきと思う。

（委員長）

今回は一人ひとりの意見や具体的な支援策を聞くということになります。

（事務局から補足説明）

今回の3段階の改定案。
まず、この諮問案について結果（仕方ない、駄目だ等）を出していただきたい。
次に、大口利用者への産業支援や弱者救済など、市民生活に影響する部分について、具体的に「こうしてほしい」という内容を答申に盛り込んでいただきたい。

（委員から意見）

値上げやむなし。
ただし、産業支援、弱者支援を必ず行うという答申で良いと思う。

Q15：過去の答申書を参考にいただきたい。

A15：次回までに配布します。

Q16：4年間で上げた場合、上げなかった場合のメリット、デメリットを分かりやすく示してほしい。

数年間で倍というのは受け入れ難い。

A16：企業会計化は一つの動機付けです。

本質的には、受益者負担の原則により負担すべきものは負担いただくということが原点です。

現在、下水道の恩恵を受けてない人の税金も下水道事業に注ぎ込んでいる。是正し

たい。

企業会計化のメリット、デメリットは2次的なものです。

(委員から意見)

いままで、恩恵(安い使用料)を受けてきた。

施設の維持にはお金がかかる。市民生活のために多少の犠牲はやむをえない。

しかし、産業の衰退は避けるべき。支援策が必要と思う。

(委員長)

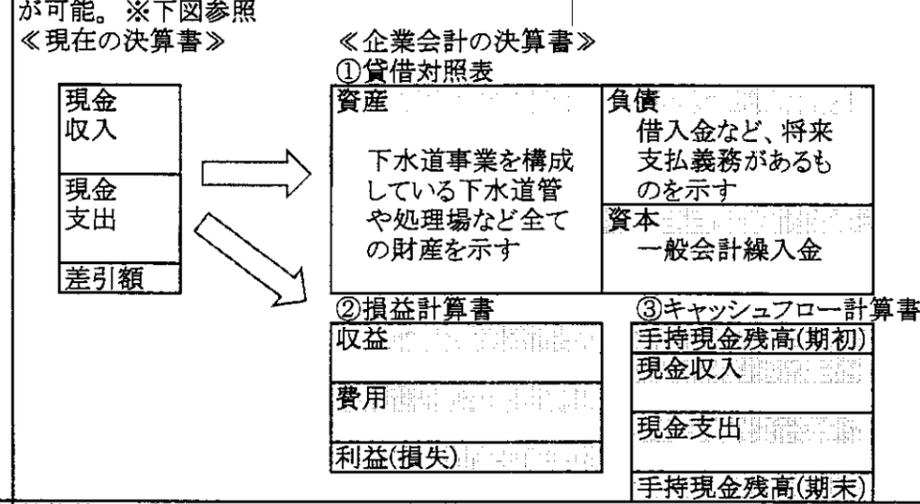
今回はメリット、デメリットの箇条書き、過去の答申書を用意いただき、一人ひとりの意見をお聞きしたいと思います。

使用料単価を150円とすることについてのメリット・デメリット

	メリット	デメリット
下水道経営に関する事	<p>(1)原価割れの状況が解消されるため、当面の必要資金を確保できる(当面の事業継続が可能)。</p> <p>(2)収支の均衡を図ることにより、将来ビジョンを見据えた経営基盤作りに着手することが可能。</p> <p>(3)平成32年度までに企業会計に移行する場合、通常利用できない借入を利用することができるが、使用料平均単価が150円以上になっている場合、この借入の元利償還金に対して、国から交付税措置を受けることができる。</p>	<p>基準外繰入金なくなるため、使用料が雨水事業に充当されぬよう、厳格な管理が必要となる。</p> <p>注記:雨水事業⇒雨による浸水や洪水から市内を守るため、雨水専用の管を設置する事業など。</p>
市民サービスに関する事	<p>(1)旧桐生市内と新里地区の使用料体系の不均衡を是正できる。</p> <p>(2)基準外繰入金なくなるため、税の公平性を確保できる。 (下水道事業に基準外繰入金として使われていた税金が、教育や福祉といった行政サービスに振り向けられる。)</p> <p>(3)今後使用料改定が行われた場合、引き上げ幅を抑えることができる。</p>	<p>旧桐生市内の利用者は、大幅な負担増になる。</p>
桐生市全体に関する事	<p>市財政(一般会計)の負担を軽減できる。</p> <p>注記1:予算編成時は、収入よりも支出が多くなっているため、不足分は貯金を取り崩している。 平成28年度当初予算取崩額は約17億。</p> <p>注記2:市財政の貯金は平成26年度において、約62億であり、現状のまま取り崩しを行うと、貯金は4年で枯渇する状況。</p> <p>注記3:下水道事業が一般会計から毎年もらう繰入金は約16億で、そのうち6億が基準外繰入金。</p>	

公営企業会計に移行することについてのメリット・デメリット

	メリット	デメリット
下水道経営に関する事	<p>(1)官公庁会計では見えなかったコストが見えるようになるため、経営状況を的確に把握することが可能。</p> <p>(2)使用料の適正化やコストカットといった経営改善策について、早期に着手することが可能。</p> <p>(3)全ての保有資産とその財源を精査するため資産超過なのか、債務超過なのか等、財務内容の実態把握が可能。</p> <p>(4)今後、下水道管新設工事等の投資をどのように行っていくか(借入をどうするか、負債をどの程度抱えていくべきか)を検討していく際、判断材料とすることが可能。</p> <p>(5)保有資産の金額や場所、さらに下水道管などの種類や経年数といった情報を網羅的に把握できるため、具体的な更新計画の策定が可能。</p> <p>(6)平成32年度までの移行により、通常利用できない借入が利用可能(費用の平準化が図られる)。</p> <p>(7)上水道と下水道の総務・経理部門の統合に伴い、事務の重複を回避することが可能(人員、コストの削減)。</p> <p>(8)減価償却費の発生に伴う、消費税の節税効果が期待できる。</p> <p>(9)現在の決算書では分からない、複雑な下水道事業を貸借対照表や損益計算書、キャッシュフロー計算書により、総合的、一覽的に把握することが可能。 ※下図参照</p>	<p>(1)移行作業に約1億円の経費がかかる。</p> <p>(2)移行作業には膨大な事務作業があるため、移行になるまで4~5年の時間を要する。</p> <p>(3)事業経営や経理事務を行うには、複式簿記等の知識が必要となる中、短い周期での人事異動があるため、継続的な人材育成が困難。</p>
市民サービスに関する事	<p>具体的な更新計画の策定が可能となるため、定期的な更新を行うことで、安定した下水道サービスの提供につながる。</p>	
桐生市全体に関する事	<p>具体的な更新計画の策定が可能となるため、繰入金が毎年どの程度必要になるか、市財政へ示すことが可能。 (市財政が財政計画を組む際の一助となる)</p>	<p>《参考》 一般会計及び全ての特別会計が企業会計導入に向け、作業を進めており、下水道事業だけが企業会計を導入しない場合、その影響は不透明。 注記:企業会計導入とは、複式簿記を導入(市全体の財務状況を見える化)し、老朽施設等の喫緊の課題へ対応する手段とするもの。 国からの要請に基づき作業中。</p>



過去3回の下水道使用料審議会における市長への答申内容

◎ 昭和55年度の答申

- 1 資本費（元利償還金）を全額維持管理費に含めて下水道使用料を算定するか、若しくは、段階的に資本費を算入して、最終的に全額算入の方途を講ずべきである。
- 2 受益者負担が原則であっても、公共料金の特殊性を考え、できるだけ行政的に市が負担するのが望ましい。従って今回は維持管理費のみを対象とした改正とし、資本費は今後の課題としたらどうか。
- 3 供用開始がなされている地区に未利用がないよう強力に指導するべきである。
- 4 上水道のように、準備料金制（基本料金制）は導入できないか。
- 5 モニター制度を発足させたらどうか。
- 6 公共下水道事業の経理内容の明確化を図るため、地方公営企業法の財務規則等を適用し、その財務を処理すべきである。

◎ 平成元年度の答申

- 1 桐生市における下水道事業の現状は、56.5%の普及率となり、新たな維持管理の時代を迎えることに鑑み、受益者負担額も年々変動してゆくことから、下水道使用料の見直しは3年の期間をもって行うべきである。
- 2 桐生市の財政状況を考えたとき、下水道事業特別会計に充当する一般会計繰入金が増加していることは、市財政を圧迫する要因にもなっている。今後、中・長期的に下水道事業の経営を見直し、段階的に資本費の組み入れを考えてゆくべきである。
- 3 公共下水道の維持管理費については、下水道の恩恵に浴している市民によって賄うという受益者負担の原則は理解できるが、公共料金という特殊性を考え、できるだけ料金改定を抑えた使用料にすることが望ましい。従って資本費の組み入れは今後の課題としてほしい。
- 4 下水道未敷設地区の管渠整備の促進を図るよう努めてもらいたい。
- 5 公共下水道事業の経理を明確化するためにも、今後、地方公営企業法の財務規定等の適用が図られるよう努めてもらうことが必要である。
- 6 今後、下水道使用料の設定にあたっては、使用実態の量的及び質的差異に対応した適正な使用料負担を検討することを要望する。

◎ 平成9年度の答申

- 1 公共下水道の維持管理費（汚水・私費負担分）については、下水道の恩恵に浴している市民によって賄うという受益者負担の原則は理解できるが、公共料金という特殊性を考え、できるだけ料金改定率を押さえるために、3年毎に見直しを行うべきである。
- 2 下水道の恩恵に浴している地域の格差が大きいため、下水道未整備地域の管渠整備の促進を図るように努めてもらいたい。
- 3 下水道使用料の基本的な考え方を踏まえた中で、桐生市独自のものがあってもよいのではないか。
- 4 地場産業を考慮することで、大口利用者の立場にたった料金の設定も必要である。
- 5 審議会委員会の意見を反映させるよう最大限の努力を払うということに期待したい。
- 6 桐生市の財政状況を考えたとき、下水道事業特別会計に充当する一般会計繰入金が増加していることは、市財政を圧迫する要因となっている。資本費の算入については、将来的には資本費（元金・利子）を100%算入すべきだが、時期尚早と思われ、今後の課題とすべきである。